

別表第2(第2条関係)

就業に関する要件		提出書類
1	就業先が市内に所在し、医療、介護、福祉その他市長が必要と認める職種の就業先に就業（1週間当たり勤務時間が20時間以上のものに限る。以下この表において同じ。）から3月以上継続して勤務していること。であること。	就業証明書
2	市内での個人事業の開業若しくは法人の設立又は市内への移転を行い、かつ、引き続き当該個人又は法人の事業活動を行っていること。	個人事業の開業届又は法人設立届書の写し（法人の移転にあつては、所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書又は異動届出書の写し）
3	市内において農林水産業に就業している者（就業に関し他の補助金等の交付を受けている者又は受ける予定の者を除く。）であること。	当該就業が確認できる書類
4	市内において3親等以内の親族が代表者その他経営を担う職務を務めている法人に就業している者であること。	当該就業が確認できる書類